破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第３３５４号
札幌市西区発寒10条２丁目１番21―401号
債務者　山崎　利幸
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第６９号
札幌市中央区南３条西７丁目６番地１　エステラ南３条館A1101号
債務者　松浦　里江
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３６０号
札幌市手稲区富丘１条５丁目18番18号　新生ハイツ201号
債務者　佐藤美恵子
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３８２号
札幌市豊平区美園８条５丁目２番10号　グリーンヴィラ205
債務者　水上亜希子
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４４３号
札幌市北区屯田３条４丁目２番14号　ラポール屯田Ｂ棟203号
債務者　八木橋陽子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４８９号
札幌市北区拓北４条１丁目１番18号　コーポオニオンA107号
債務者　小坂　裕介
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４９０号
札幌市北区拓北４条１丁目１番18号　コーポオニオンA107号
債務者　小坂　玉美
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第５６１号
札幌市中央区南13条西８丁目１番５号　清水マンション２階８号
債務者　三角　　亘
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
　　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１７号
青森県十和田市大字洞内字大福平33番地３
債務者　坪　まゆみ
1　決定年月日時　平成24年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
　　青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第２８号
青森県三沢市南町１丁目31番地2997号　マルヨシ荘Ｃ号
債務者　山本　　猛
1　決定年月日時　平成24年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
　　青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第２９号
青森県十和田市西二十一番町８番15号
債務者　高橋　洋一
1　決定年月日時　平成24年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
　　青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第３０号
青森県三沢市大字三沢字猫又22番地733号　コーポカズヤＡ号
債務者　和田　静子
1　決定年月日時　平成24年３月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
　　青森地方裁判所十和田支部

平成２４年（フ）第１２号
埼玉県越谷市大間野町４丁目161番地２
債務者　杉田　澄夫
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
　　さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１１９号
埼玉県ふじみ野市苗間495番地64、前住所埼玉県富士見市ふじみ野西１丁目４番地２　ルシーダⅡ510
債務者　金澤美千代
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
　　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１２３号
埼玉県富士見市関沢２丁目５番17号　第２山田コーポ101
債務者　清水　朗則
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
　　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１５０号
埼玉県鶴ヶ島市南町３丁目３番２―202号　県営鶴ヶ島南町住宅
債務者　氏家　義之
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
　　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１５７号
埼玉県所沢市小手指南３丁目18番地の２　コーポ桜田202
債務者　坂本　道正
1　決定年月日時　平成24年３月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月21日まで
　　さいたま地方裁判所川越支部